

令和 7 年 2 月 3 日

瀬戸内海協定・適合機関
競争力強化型機器等導入緊急対策事業
への申請に係る条件について

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

瀬戸内海協定・適合機関に関して、機器導入事業への申請条件は以下の通りです。

【導入指針】

経年劣化による燃費悪化が著しいエンジン（船内機）を同出力以下のエンジンに換装

【指標】

現在使用している被代替機器の瀬戸内海協定・適合機関が、製造より 10 年以上が経過した機器であること。

※管理銘板より製造年月を確認。

【その他】

瀬戸内海協定機関においては、申請の被代替機器を主機として、1,500 日以上の操業日数の実績が認められた場合、上記指標の製造年月 10 年未満であっても、経年劣化により燃費悪化が著しいエンジンとして認めたケースがある。

以 上